

多摩市国民健康保険運営協議会
会長 下井直毅殿

多摩市長 阿部裕行

多摩市国民健康保険税課税限度額の変更について（諮問）

このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則（平成元年規則第15号）第2条に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

（1）課税限度額の変更について

現行 99万円

（医療分63万円、後期高齢者支援金分19万円、介護分17万円）

変更後 102万円

（医療分65万円、後期高齢者支援金分20万円、介護分17万円）

（2）実施時期

令和4年4月1日

2 変更の理由

令和4年度税制改正のため